

処 分 基 準

平成17年10月19日作成

法 令 名	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項	第9条
処 分 の 概 要	指定法人の指定の取消し
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則 第1条第2号(指定の基準) 第7条(是正又は改善の勧告)
処 分 基 準	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第9条各号に該当する場合、帰責事由がない場合又は悪性がごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ 先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課生活安全対策室 ☎ 045 - 211 - 1212 内線 3052
備 考	